

国道 102 号奥入瀬溪流公衆無線 LAN 環境整備基本設計業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

国道 102 号奥入瀬溪流公衆無線 LAN 環境整備基本設計業務（以下「本業務」という。）は、観光地である国道 102 号奥入瀬溪流区間の利用者等（以下「利用者」という。）に対して、スマートフォンやタブレット端末などの機器を利用してインターネットに無料接続するサービスを提供するための公衆無線 LAN 環境を整備するため、その環境整備に必要な機器の設置個所や設置方法等について検討を行うことを主目的とする。また、機器の設置に必要な関係機関との手続や環境整備に要する費用についての整理も行う。

2. 業務概要

(1) 業務名

国道 102 号奥入瀬溪流公衆無線 LAN 環境整備基本設計業務

(2) 業務内容

「国道 102 号奥入瀬溪流公衆無線 LAN 環境整備基本設計業務仕様書」のとおり

(3) 業務委託費

本業務の提案上限額は、1,200 万円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。（なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。また、最終的な実施内容、契約金額については、発注者と調整した上で決定する。）

(4) 履行期限

令和 3 年 3 月 25 日

3. 公募型プロポーザルの実施手順及び予定スケジュール

本業務に係る公募型プロポーザルは、次の（1）から（6）までの手順及びスケジュールにより実施する。

(1) 公 募（ 公 告 ） 期 間：令和 2 年 11 月 10 日から令和 2 年 12 月 3 日

(2) 質 問 書 の 受 付：公告開始日から令和 2 年 11 月 27 日 17 時 00 分（必着）

(3) 参加意思表明書の提出：公告開始日から令和 2 年 12 月 3 日 17 時 00 分（必着）

(4) 企画提案書の提出期限：令和 2 年 12 月 11 日 17 時 00 分（必着）

(5) 企画提案書の特定：令和 2 年 12 月 18 日

(6) 受注候補者への特定通知：企画提案書の特定から概ね 1 週間以内

4. 参加資格要件

本業務及びそれに係る公募型プロポーザルは、参加意思表明書提出時点において、次に掲げる事項をすべて満たすことを参加資格の要件とする。なお、複数の事業者の共同による応募も可能とする。

【1】参加資格について

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(2) 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定に該当しないこと。

- (3) 青森県建設業者等指名停止要領(平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 労働保険(労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)及び社会保険(健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。)に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (7) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。
- (9) 過去10年以内において自然公園法に基づく自然公園(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園のこと。以下「自然公園」という。)における電気設備または通信設備等の整備実績のあるものまたは、過去10年以内において自然公園における電気設備または通信設備の設計実績のあるもの。

※(9)について共同による応募の場合は、いずれか1者でよいものとする。

【2】共同による応募について

複数の事業者が共同で応募するためには、【1】の参加資格のほか、次の条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 関係する事業者の中から代表者を1者選定すること。
- (2) 関係する事業者が他の提案に係る構成員になっていないこと。
- (3) 関係する事業者がそれぞれ果たす役割を書面により明確にできること。

5. 質問書

(1) 提出書類

①質問書(様式-1)

(2) 提出期限

令和2年11月27日17時00分(必着)

(3) 提出方法

様式-1を、書面(提出部数は1部)又はメールにより提出すること。

(4) 質問書への回答

回答は、質問書受理後概ね3日以内に、質問者及び参加意思表明書を提出した全事業者に対し、電子メールにより行う。ただし、次の質問に対しては回答しない。

- ①本要領の明らかな誤読による質問
- ②本要領に対する質問者の個人的な意見
- ③質問者の提案しようとする内容について是非を問う事項
- ④自ら判断又は調査すべき事項
- ⑤その他本業務及びそれに係る公募型プロポーザルの実施に当たり不相当と判断される事項

6. 参加意思表明書

(1) 提出書類

- ①参加意思表明書（様式－２）
- ②会社概要（任意様式）
- ③登記事項証明書（法人登記）
- ④実績一覧（任意様式）
- ⑤業務担当者（任意様式）

(2) 提出期限

令和２年１２月３日１７時００分（必着）

(3) 提出方法

様式－２及び添付書類を印刷のうえ提出すること。提出部数は２部とする。

(4) その他

- ①実績一覧には、実績として記載した工事または業務に係る契約書の写しを添付すること。
- ②提出期限までに参加意思表明書が受理されなかった場合又は企画提案書の提出者として選定しない旨の通知を受けた場合は、企画提案書を提出することができない。

7. 企画提案書

(1) 提出書類

- ①企画提案書（様式－３）
- ②見積書（任意様式）

(2) 提出期限

令和２年１２月１１日１７時００分（必着）

(3) 提出方法

様式－３及び添付書類を書面にて提出すること。（正本１部、副本８部）

(4) 企画提案書の作成について

企画提案書は、表－１「企画提案書提出に関する留意事項及」に示す内容を具体的に記載すること。

表－１ 「企画提案書提出に関する留意事項」

項番	提案項目	提案内容・留意事項
1	基本コンセプト	・国道 102 号奥入瀬渓流区間において公衆無線 LAN サービスを提供するに当たっての基本的な考え方及び提案の概要
2	業務の実施体制	・業務体制（人員配置、連絡体系など） ・業務を行う上で必要な認証
3	自然環境を踏まえた取組	・奥入瀬渓流区間における電波干渉対策など品質確保の方法 ・機器の配色など景観に配慮した取組 ・その他、国立公園における機器整備の設計に関する取組 ・自然公園における整備実績
4	業務委託費の提案額	・業務に係る費用及びその積算内訳
5	追加提案	・公衆無線 LAN サービスの向上を図る取組 ・その他サービスの提案

また、企画提案の評価の内容及び評価点の配点は、表－２のとおりとする。

表－２ 「企画提案の評価の内容及び評価点の配点」

項番	提案項目	提案内容・留意事項	配点
1	基本コンセプト	・設計に当たっての基本的な考え方が業務目的と整合し、明確でわかりやすいか	50点
2	業務の実施体制	・実現可能な業務能力、業務体制があるか	25点
3	自然環境を踏まえた取組	・電場干渉対策 ・景観に配慮した対策 ・自然公園における整備または設計の実績 ・特に国立公園における整備又は設計の実績 ・建築物等の施設以外への整備に関する実績 ・その他、提案項目に対する取組	35点
4	業務委託費の提案額	・業務に係る費用は適正か (※ 提案上限額に対する見積額の評価)	20点
5	追加提案	・公衆無線 LAN サービスの向上を図る取組、サービスの提案となっているか	20点
		・その他サービスの提案が本業務成果の品質向上を望めるものであるか	20点
			計 170点

※企画提案書の提出者を以下において「企画提案者」という。

8. 企画提案書の審査及び受注候補者の特定

企画提案書の審査は、別に定める「国道 102 号奥入瀬溪流公衆無線 LAN 環境整備基本設計業務企画提案書審査委員会設置要領」により定められた審査会により、別に定める「国道 102 号奥入瀬溪流公衆無線 LAN 環境整備基本設計業務企画提案評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき、次のとおり審査する。

- (1) 評価点の合計値（以下「総合評価点数」という。）は、評価基準で定める評価点合計値となる 1,360 点（審査委員 1 名当たり 170 点×8 名）を満点とし、その 6 割となる 816 点を評価基準点数とする。
- (2) 審査の結果、総合評価点数が最も高かった企画提案者を受注候補者として特定する。
- (3) 企画提案者の全てが評価基準点数未満であった場合、受注候補者を特定せず、再度企画提案を募集する。
- (4) 総合評価点数が同点の企画提案者が 2 者以上あった場合、見積価格の額が安価な企画提案者を受注候補者として特定する。なお、その見積価格が同額の場合は、抽選により受注候補者を特定する。
- (5) 企画提案者が 1 者の場合は、総合評価点数が評価基準点数以上であり、審査委員会において業務を履行できると判断した場合には、受注候補者として特定する。
- (6) 必要に応じて、プレゼンテーションによる審査を実施する。プレゼンテーション審査における注意事項は以下の通りである。
 - ①出席者は、本業務を中心的に担当する業務担当者を含め 3 名以内とする。
 - ②日程及び場所、説明時間については別途通知する。
 - ③出席者は提出された企画提案書のみで説明することとする。

9. 審査結果の通知

審査結果は、受注候補者特定後概ね 1 週間以内に全企画提案者に通知する。

10. 無効となる参加意思表明書又は企画提案書

参加意思表明書又は企画提案書は、次のいずれかに該当する場合、無効となることがある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 参加資格要件を満たさなかった場合

1 1. その他留意事項

- (1) 各提出書類の用紙はA 4 サイズ（片面印刷か両面印刷は任意とする。）とし、文字サイズは1 0 ポイント以上とする。
- (2) 各書類の提出は、県土整備部道路課に持参又は郵送すること。
- (3) 各提出書類の作成等に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 各提出書類に虚偽の記載を行った場合は、全ての提出書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (5) 各提出書類は、受理後原則返却しない。ただし、受注候補者特定後、特定されなかった企画提案書は、その返却を希望した者に限り返却する。なお、企画提案書は、審査その他の作業のため必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 各提出書類は、本業務及びそれに係る公募型プロポーザルの実施以外の目的に使用しない。
- (7) 企画提案書の作成のために発注者から提供を受けた資料がある場合、その資料は発注者の了解なく公表及び使用することはできない。
- (8) 各提出書類の作成等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 提出期限以降における参加意思表明書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。また、参加意思表明書に記載した業務担当者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (10) 受注候補者として特定された者の会社名等は公表する。
- (11) 提出された企画提案書は、公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。

1 2. 各書類の提出及び問い合わせ先（業務発注担当部署）

県土整備部道路課整備推進グループ（担当：松橋・藤田・鳥谷部）

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

TEL：017-734-9651（直通）

FAX：017-734-8189

E-mail：doro@pref.aomori.lg.jp